

平成 13 年 11 月 12 日

答 申

第 1 審議会の結論

当審議会は、平成 13 年 8 月 23 日付けで異議申立人が鳥取県知事に対して行った異議申立てについて、慎重に審議検討を行った結果、次のとおり判断する。

平成 13 年 5 月 14 日に異議申立人が行った「県警本部警務課、監察官室、警備第一課の平成 12 年 12 月から平成 13 年 4 月までの出張旅費に関する支出負担行為書及び支出仕訳書（以下「文書 1」という。）」及び「県警本部警務課、監察官室、警備第一課の平成 12 年 12 月から平成 13 年 4 月までの食糧費に関する支出負担行為書及び支出仕訳書（以下「文書 2」という。）」の公文書開示請求に対し、同年 6 月 25 日付けで知事が行った公文書部分開示決定処分のうち、文書 1 に含まれる別記に掲げる情報を非開示とした処分並びに文書 2 に含まれる別記及び に掲げる情報を非開示とした処分は、いずれも妥当である。

（別記）

本県警察職員のうち警部補及び同相当職以下の職にある者の氏名
飲食店等の取引金融機関名、口座番号及び印影

第 2 異議申立てに至る経過

平成 13 年 5 月 14 日	本件公文書の開示請求
同年 6 月 25 日	公文書部分開示決定通知
同年 8 月 23 日	行政不服審査法第 6 条の規定による異議申立て

第 3 実施機関の非開示決定等の理由

1 別記 について

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 9 条第 2 項第 4 号に該当するため。

2 別記 について

法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第9条第2項第3号に該当するため。

第4 異議申立人の主張

鳥取県知事が平成13年6月25日付けで行った文書1及び文書2の公文書部分開示決定処分のうち、文書1に含まれる別記 に掲げる情報を非開示とした処分並びに文書2に含まれる別記 及び に掲げる情報を非開示とした処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

第5 同一案件の審議

本件異議申立ての対象となっている非開示情報（別記 及び に掲げる情報）については、既に別の開示請求者から当該情報を非開示とした処分の取り消しを求める異議申立てが提起され、当審議会では平成13年1月から同年6月まで計6回の審議を経て、「知事が行った処分は妥当である」旨の答申を行った。

審議会では、本件異議申立人の主張で重要と思われる点については前回の異議申立てにおいて既に十分な審議を行っており、本件異議申立人の主張により前回の答申内容を変更する必要はないものとし、第6のとおり判断した。

第6 審議会の判断

1 「本県警察職員のうち警部補及び同相当職以下の職にある者の氏名及び印影」に係る条例第9条第2項第4号の該当性について

警察職員の中には、現実に警察に対し悪意を抱く者などからの嫌がらせやプライバシーの侵害等を受けている者がおり、また職員のみならずその家族までも巻き込んだ事例が発生していることを当審議会で確認した。

このような状況の中、警察職員の氏名及び印影を開示すれば、従来にも増して警察職員に対する嫌がらせ等が発生し、その結果警察業務に支障が及ぶおそれがあるということは理解できる。（なお、警察事務職員も治安の維持に係る業務に関わっており、警察官と同様の嫌がらせ等を受けており、これらを区別することは妥当でない。）

しかし、条例第9条第2項第4号を広く適用すれば、非開示の範囲が必要以上に拡大されるおそれがあることから、この規定の適用に当たっては慎重に行うのが望ましい。

また、この情報は警察職員個人の権利利益に関わる問題であり、警察職員個人の権利利益を損なうのであれば、公開の利益と比較衡量し、本来、個人情報の規定で処理すべきものである。しかし、現行条例第9条第2項第2号及び規則の規定をみると、警察職員の氏名を個人情報として非開示と解釈することは、条文上困難である。

審議会の結論としては、実際に警察職員や家族に被害事例があること、未だ警察が実施機関に入っていないこと、警察が実施機関に入ること前提とした条例の個人情報の規定の検討が十分になされていないこと、全国的に警察職員情報に関する事例が蓄積されておらず、また全国的にも規定や解釈の調整がとられていないことなどを考慮し、今回、知事が同項第4号の規定を適用して非開示としたことはやむを得ないとするものである（なお、警部及び同相当職以上の職にある者については、行政活動上、氏名を公にすることが通例となっているため、原処分のとおり開示することが妥当である）が、今後の同項第4号の厳正な解釈と警察職員に係る個人情報の規定についての検討を望むものである。

2 「飲食店等の取引金融機関名、口座番号及び印影」に係る条例第9条第2項第3号の該当性について

印影については、現実の社会生活において、銀行への届出印の偽造や口座番号を利用した被害などが多発しており、銀行では印影確認システム（登録した印影と伝票の印影を照合するシステム）を導入するなどの動きもある。

このような状況等を考慮すると、飲食店等の意思によらずこれらの情報を開示することは、飲食店等の正当な意思ないし期待に反するものであり、当該飲食店等の正当な利益を害するおそれがあると認めるのが相当である。

よって、当該情報は、条例第9条第2項第3号に該当すると認められる。

以上を踏まえ、第1「審議会の結論」のとおり答申する。

第7 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 9月11日	諮問書の受理 実施機関から理由説明書提出
10月 3日	異議申立人から意見書提出
10月16日	審議
11月12日	答申